



愛媛県報

発行 愛媛県

平成30年3月2日金曜日 第2954号

◇ 目 次 ◇ 告 示

知事指定薬物の指定.....	(薬務衛生課) ...	102
地籍調査事業計画の公表.....	(農政課) ...	102
地籍調査の成果の認証.....	(") ...	103
公共測量の実施の通知.....	(道路維持課) ...	103
道路の区域変更(一般国道319号).....	(東予地方局四国中央土木事務所) ...	103
道路の供用開始(").....	(") ...	103
道路の区域変更(県道高知伊予三島線).....	(") ...	103
道路の供用開始(").....	(") ...	104
指定道路の指定.....	(") ...	104
道路の供用開始(県道森松重信線).....	(中予地方局管理課) ...	104
道路の区域変更(県道池田中山線).....	(南予地方局大洲土木事務所) ...	104
道路の供用開始(").....	(") ...	105
特定計量器の定期検査の実施.....	(計量検定所) ...	105

告 示

○愛媛県告示第189号

愛媛県薬物の濫用の防止に関する条例(平成26年愛媛県条例第53号)第11条第1項の規定に基づき、次の薬物を知事指定薬物として指定する。

平成30年3月2日

愛媛県知事 中村時広

1 薬物の名称

- (1) N-(4-フルオロフェニル)-N-(1-フェネチルピペリジン-4-イル)イソブチルアミド(通称名4F iBF、4 FIBF、4 Fluoroisobutryl fentanyl)及びその塩類
- (2) N-(4-クロロフェニル)-N-(1-フェネチルピペリジン-4-イル)イソブチルアミド(通称名4Cl iBF、4 Chloroisobutryl fentanyl)及びその塩類
- (3) N-(1-フェネチルピペリジン-4-イル)-N-フェニルテトラヒドロフラン-2-カルボキサミド(通称名 Tetrahydrofuranyl fentanyl、THF F)及びその塩類
- (4) N-(2-メトキシベンジル)-N-メチル-1-(4-メチルフェニル)プロパン-2-アミン(通称名4 MMA NBOMe)及びその塩類
- (5) 1-(3,5-ジメトキシ-4-プロポキシフェニル)プロパン-2-アミン(通称名3C P)及びその塩類
- (6) 前各号に掲げる物を含有する物

2 指定の理由

条例第2条第7号の薬物のうち、県の区域内において濫用されるおそれがあると認めるため。

3 効力発生の日

平成30年3月3日

○愛媛県告示第190号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第6条の3第2項に規定する平成29年度の事業計画を、平成30年2月1日次のとおり定めた。

平成30年3月2日

愛媛県知事 中村時広

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間	摘要
松山市	堀江地区の一部 ⁽²⁾ 地区	平成30年3月31日まで	地籍調査
	内宮地区の一部	"	"
	馬木地区の一部	"	"
	勝岡地区の一部	"	"
	和気地区	"	"
	梅木地区	"	"
	東川地区	"	"
	恩地地区	"	"
	大井野地区	"	"
	上総地区	"	"
	水口地区	"	"
	城山地区	"	"
	藤野地区	"	"
今治市	西垣生地区(南部)	"	概況調査
	北鳥生町、南鳥生町、北高下町、南高下町の一部	平成30年3月31日まで	地籍調査
	衣干町、北鳥生町、土橋町、横田町の一部	"	"
	立花町、河南町、郷本町、郷六ヶ内町、郷新屋敷町の一部	"	概況調査
	立花町、河南町、郷本町、郷六ヶ内町、郷新屋敷町、北鳥生町の一部	"	地籍調査
宇和島市	広紹寺町の一部	"	"
	石橋町、土橋町の一部	"	"
	下畑地の一部	平成30年3月31日まで	地籍調査、数値情報化
	高串の一部	"	"

八幡浜市	日土5番耕地の一部 向灘、北浜一丁目、大平の一部 八幡浜の一部(新町、松本町など)	平成30年3月31日まで " "	地籍調査、数値情報化 "
新居浜市	庄内町二丁目、庄内町三丁目 弟地の一部 大生院戸屋鼻の一部	平成30年3月31日まで " "	地籍調査 " "
西条市	坂元の一部、氷見の一部 氷見の一部 中野の一部、黒瀬の一部	平成30年3月31日まで " "	地籍調査、数値情報化 " 地籍調査
四国中央市	富郷町豊坂の一部 川滝町下山・領家の一部 金生町山田井の一部	平成30年3月31日まで " "	地籍調査 " "
松前町	筒井、北黒田の一部 筒井、浜、北黒田の一部	平成30年3月31日まで " "	地籍調査 "

○愛媛県告示第191号

次の地籍調査の結果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき国土調査の成果として認証したから、同条第4項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成30年 3月 2日

○愛媛県告示第193号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、東予地方局四国中央土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成30年 3月 2日

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
一般国道	319号	四国中央市新宮町馬立1167番地先	旧	メートル 8.7~20.6	キロメートル 0.075	
		四国中央市新宮町馬立1159番6	新	18.4~41.4	0.075	

○愛媛県告示第194号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のよう開始する。
その関係図面は、東予地方局四国中央土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成30年 3月 2日

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一般国道	319号	四国中央市新宮町馬立1159番6	平成30年 3月 2日

○愛媛県告示第195号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、東予地方局四国中央土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成30年 3月 2日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 地籍調査の実施者、地域、調査期間及び成果の名称

実施者	地 域	調 査 期 間	成果の名称
大洲市	菅田第2計画区	平成27年度から 平成28年度まで	大洲市（菅田の一部）の地籍図及び地籍簿
大洲市	新谷第24計画区	平成27年度から 平成28年度まで	大洲市（新谷の一部）の地籍図及び地籍簿

2 認証年月日

平成30年 3月 2日

○愛媛県告示第192号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、松山河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成30年 3月 2日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間 平成30年 3月 1日から30日まで
- 3 作業地域 上浮穴郡久万高原町東明神地区

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	高知伊予三島線	四国中央市富郷町豊坂乙320番7地先から 同町豊坂乙320番6地先まで	旧	メートル 8.6～10.7	キロメートル 0.047	
		四国中央市富郷町豊坂乙320番7から 同町豊坂乙320番6まで	新	13.1～15.8	0.047	

○愛媛県告示第196号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、東予地方局四国中央土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
平成30年3月2日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	高知伊予三島線	四国中央市富郷町豊坂乙320番7から 同町豊坂乙320番6まで	平成30年3月2日

○愛媛県告示第197号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり指定道路を指定した。
平成30年3月2日

愛媛県東予地方局長 高塚真志

- 1 指定道路の種類
建築基準法第42条第1項第5号
- 2 指定年月日

- 平成30年2月21日
- 3 指定道路の位置
四国中央市下柏町字上井995番1の一部、996番2の一部、997番1の一部、997番2の一部、998番2の一部、998番4、995番1地先道及び998番4地先道
 - 4 指定道路の延長及び幅員
(1) 延長 90.89メートル
(2) 幅員 6.00メートル

○愛媛県告示第198号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
平成30年3月2日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	森松重信線	東温市見奈良字廣坪588番8から 同市見奈良字堂之本990番5まで	平成30年3月2日

○愛媛県告示第199号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
平成30年3月2日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	池田中山線	喜多郡内子町大瀬南314番	旧	メートル 4.2～6.1	キロメートル 0.030	
			新	8.4～16.8	0.030	

○愛媛県告示第200号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成30年3月2日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	池田中山線	喜多郡内子町大瀬南314番	平成30年3月2日

○愛媛県告示第201号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、西宇和郡伊方町、八幡浜市、宇和島市、北宇和郡松野町、北宇和郡鬼北町、南宇和郡愛南町、西予市、喜多郡内子町及び大洲市の特定計量器の定期検査を次のように実施する。ただし、特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項各号に規定する特定計量器の検査は、平成30年4月1日から12月28日までの間において実施する。

平成30年3月2日

愛媛県知事 中村時広

検査日時	検査場所	検査区	対象となる特定計量器
平成30年4月9日午前11時から午後2時30分まで	三崎総合体育館	伊方町	非自動はかり（計量法施行令第5条第1号又は第2号に掲げるもの及び同政令第11条第2号に掲げるものを除く。） 分銅 定量おもり 定量増おもり
" 10日午前11時から午後2時30分まで	瀬戸町民センター		
" 11日午前10時30分から午前11時30分まで	伊方町町見公民館		
" 11日午後1時から午後3時まで	伊方町中央公民館		
" 12日午前10時30分から午後3時まで	八幡浜市 宮内公民館	八幡浜市	
" 13日午前10時30分から午前11時30分まで	J A 西宇和真穴共 選果場		
" 13日午後1時から午後3時まで	神山地区公民館		
" 16日午前10時30分から午後3時まで	八幡浜みなとみなと交流館		
" 17日午前10時30分から午後3時まで	八幡浜みなとみなと交流館	宇和島市	
5月7日午前10時30分から午後2時30分まで	宇和島市農村生活文化ふれあい交流館		
" 8日午前10時30分から午前12時まで	J A えひめ南 玉津支所		
" 8日午後1時30分から午後2時30分まで	J A えひめ南 奥南支所		
" 9日午前10時30分から午後3時まで	吉田公民館		
" 10日午前11時から午後1時まで	下瀬公民館		
" 10日午後2時30分から午後4時まで	御横公民館		
" 11日午前10時から午前11時まで	定期船待合所日振島ポケットパーク		
" 11日午後1時から午後2時まで	J A えひめ南 宇和海第二支所		
" 11日午後2時30分から午後3時30分まで	J A えひめ南 嘉島出張所		
" 14日午前11時から午後3時まで	岩松公民館		
" 15日午前11時から午前12時まで	J A えひめ南 下波支所		
" 15日午後1時30分から午後2時30分まで	宇和島市役所 宇和海支所		

" 16日午前10時30分から午後4時まで	宇和島市役所	松野町
" 17日午前9時から午後4時まで	宇和島市役所	
" 18日午前9時から午後2時まで	宇和島市役所	
6月1日午前11時から午後3時まで	松野町山村開発町民センター	愛南町
" 4日午前11時から午後1時まで	愛南町役場 内海支所	
" 4日午後2時から午後4時まで	西海町民会館	
" 5日午前9時から午前12時まで	城辺保健福祉センター	
" 5日午後1時から午後4時まで	御荘文化センター	鬼北町
" 6日午前9時から午前11時30分まで	愛南町役場 一本松支所	
" 11日午前11時から午後2時30分まで	鬼北町役場 日吉支所	
" 12日午前11時から午後3時まで	中央公民館	西予市
" 13日午前11時から午後2時まで	中央公民館	
9月3日午前11時から午後3時まで	西予市 明浜町民会館	
" 4日午前11時から午後3時まで	西予市 狩江公民館	
" 5日午前11時から午後3時まで	西予市 依津公民館	
" 6日午前11時から午後3時まで	西予市 三瓶支所	
" 7日午前11時から午前12時まで	西予市 惣川公民館	
" 10日午前11時から午後3時まで	西予市 乙亥会館	
" 11日午前11時から午後2時まで	西予市総合センターしるかわ	
" 12日午前10時30分から午後3時まで	西予市役所	
" 13日午前10時30分から午後2時まで	西予市役所	
10月1日午前10時から午後2時まで	内子町 林業センター	
" 2日午前10時から午前11時30分まで	J A 愛媛たいき 大瀬支所	
" 2日午後1時から午後3時まで	内子町役場 内子分庁舎	
" 3日午前10時から午後3時まで	内子町役場 内子分庁舎	
" 4日午前10時から午後2時30分まで	内子町役場	大洲市
" 9日午前10時30分から午後3時まで	長浜体育館	
" 10日午前10時30分から午後3時まで	新谷連絡所	
" 11日午前11時から午後2時まで	河辺基幹集落センター	
" 12日午前10時30分から午後2時まで	大洲市役所 脇川支所	

" 15日 午前10時30分から 午後 3時 まで	大洲市総合福祉 センター		
" 16日 午前10時30分から 午後 3時 まで	大洲市民会館		
" 17日 午前10時30分から 午前12時 まで	八多喜連絡所		
" 17日 午後 1時30分から 午後 3時 まで	上須戒連絡所		